

資料4

意思疎通支援部会要綱 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第一条 一 第五条 略 <u>(ワーキンググループ)</u></p> <p>第六条 部会に、必要に応じてワーキンググループを設置することができる。</p> <p>2 ワーキンググループに属する委員等は、部会長が指名する。</p> <p>3 前条の規定は、ワーキンググループの会議について準用する。</p> <p>4 前条の規定にかかわらず、部会は、ワーキンググループの決議をもって部会の決議とすることができます。</p> <p>第七条 一 第十二条 略</p>	<p>第一条 一 第五条 略</p> <p>第六条 一 第十一条 略</p>